

最高裁秘書第2350号

令和4年7月29日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 堀田真哉



司法行政文書開示通知書

4月30日付け（5月2日受付、第040116号）で申出があり、同月27日付けで補正がされました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

3月25日付け総務局長、民事局長、刑事局長、行政局長及び家庭局長書簡（片面で3枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室） 電話03（4233）5240（直通）

(訟ろ-15-A)

令和4年3月25日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総局総務局長 小野寺 真也

最高裁判所事務総局民事局長 門田 友昌

最高裁判所事務総局刑事局長 吉崎 佳弥

最高裁判所事務総局行政局長 門田 友昌

最高裁判所事務総局家庭局長 手嶋 あさみ

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、1月14日付け最高裁秘書第90号秘書課長通知「「公用文作成の考え方」の周知について」のとおり、内閣官房長官から「公用文作成の考え方」（文化審議会建議）が参考送付され、現代社会における公用文作成の手引として周知がされたところですが、今般、最高裁判所において、裁判書の一般的な表記について別紙のとおり裁判官申合せがされ、4月11日からの実施が予定されております。

裁判事務に関する文書の一般的な表記については、これまでも司法行政文書の表記を参考にされてきたものと承知しておりますが、公文書としての体裁を統一する必要から、下級裁判所において作成される裁判書の表記についても、最高裁判所における裁判書と統一的に運用されるのが相当と考えられます。

については、別紙の裁判官申合せの内容について、裁判官を含む関係職員に周知し、「公用文作成の考え方」（文化審議会建議）とともに執務の参考とされるようお願い計らいください。

なお、裁判書以外の裁判事務に関する文書を表記するに当たっても、裁判官から個別の指示がある場合を除き、同様に取り扱うことが相当と考えられますので、その旨も併せて周知していただくようお願いいたします。

おって、管内の簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から周知してくだ
さい。

敬 具

(別紙)

令和4年3月16日

裁判官申合せ

裁判書の作成における読点の取扱いについて

令和4年1月11日付けで、内閣官房長官から最高裁判所事務総長に対して「公用文作成の考え方」（文化審議会建議）が参考送付されたところであるが、当審の裁判書の作成に当たっては、同建議の内容を参考とし、特に下記のとおりとする。

記

- 1 読点には「、」（テン）を用いることを原則とする。
- 2 1の例外として、各種システムを使用して作成する裁判書について、システムの仕様上、読点に「，」（コンマ）を用いている場合には、当該システムが改修されるまでの間は、仕様どおりに「，」（コンマ）を用いることを妨げない。
- 3 例外として「，」（コンマ）を用いる場合を含め、同一の裁判書においては、読点を統一することとする。

附 則

この申合せは、令和4年4月11日より実施する。